

開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和2年3月に町が行ったゼロカーボンシティ表明に基づき、脱炭素社会に向けて令和32年までに二酸化炭素排出実質ゼロを実現することを目的として、電気自動車等を導入する者に対し、予算の範囲内で開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、開成町補助金等交付規則（昭和62年開成町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車等 別表第1に掲げる車両及び設備をいう。
- (2) 新車 初めて新規登録等（法第7条第1項に規定する新規登録又は法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定をいう。）を受ける車両（国外で運行の用に供された自動車であって、国内に輸入されたことによって新規登録等を受けるものを除く。）をいう。
- (3) C E V補助金 経済産業省の行う「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」をいう。
- (4) 同時導入 E VとV 2 H又はV 2 Lの導入の申請を同時に行うことをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、電気自動車等の新車又は未使用機器を自家用に導入する者であって、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 本町に住民登録を有し、申請時点で1年以上の居住実態を有していること。
- (2) 補助の区分ごとに別表第2に規定する要件を満たしていること。
- (3) E V及び超小型E Vを導入する場合は、補助対象車両の自動車検査証の使用者及び所有者に記載されている個人であること。ただし、サブスクリプションの場合は、使用者に記載されている個人であって、かつサブスクリプションの契約期間が6年以上（軽自動車の場合は4年以上）の者であること。
- (4) V 2 Hを導入する場合は、その設置場所が車両所有者の自宅であり、V 2 Hを用いて電気を取り出すE Vの自動車検査証における使用の本拠の位置と同じであること。
- (5) V 2 Lを導入する場合は、その保管場所が、V 2 Lを用いて電気を取り出

すE Vの自動車検査証における使用の本拠の位置と同じであること。

(6) 申請日から起算して過去2年の間に同一内容の電気自動車等に係る町補助金を交付されていない者であること。

(7) 本町が徴収する税又は料の滞納がないこと。

(8) 本町が徴収する税又は料を滞納している同居者がいないこと。

(9) 開成町暴力団排除条例（平成23年開成町条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に該当する者及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。

（補助金の額）

第4条 この補助金の額は、別表第3に定める額とする。

2 電気自動車を重点対策加速化補助金で導入する場合、かつ前年度に申請者が開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度スマートハウス化補助金（重点対策加速化補助金）又は同制度ソーラーカーポート導入補助金（重点対策加速化補助金）を用いて太陽光発電設備を導入している場合には、加速化加算として前項に規定する額に加え、150,000円を交付する。

（交付申請期間）

第5条 補助金の交付申請期間は、別表第4に定める期間とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金交付申請書（第1号様式）に別表第5に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について、開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金交付（不交付）決定通知書（第5号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

（車両登録又は設備の納品）

第8条 電気自動車等の車両登録又は設備の納品日については、CEV補助金、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金又は重点対策加速化補助金を活用する場合を除き、前条に規定する交付決定をした日（以下「交付決定日」という。）以後でなければならない。

（補助対象事業の変更等）

第9条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金変更承認申請書（第6号様式）により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業の内容又はこれに係る経費等に変更が生じたとき。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 町長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し変更承認の可否及び変更交付決定額等について、開成町ゼロカーボンシティ創成助成制度電気自動車等導入補助金変更承認（不承認）決定通知書（第7号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 申請者は、前条の規定による補助金の交付決定を受けたときは、開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金交付請求書（第8号様式）に別表第6に掲げる書類を添えて別表4に掲げる請求期限までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書を受領したときから30日以内に補助金を交付するものとする。

(重点対策加速化補助金)

第11条 重点対策加速化補助金は、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）の交付要綱等（重点対策加速化事業に係るもの）に基づき交付することとする。

(エネルギー使用量等の報告)

第12条 重点対策加速化補助金を活用し電気自動車等を導入する者は、ゼロカーボンシティ創成のため、電気自動車等の所有から1年ごとに6年間（軽自動車の場合は4年間）、開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金所有状況等報告書（第9号様式）を提出するものとする。

2 前項の報告書の提出期限は、各年の所有月日から1カ月以内とする。

3 第1項の報告書が期限までに提出できないときは、申請者は町に補助金の全額を返納しなければならない。

(協力)

第13条 災害等によって町内の避難所において電力を必要とする場合は、補助金を受けた者とその家族の安全・安心を確保した上で生じた余剰電力の提供に努めることとする。

2 重点対策加速化補助金以外の補助金の交付を受けた者は、町長からゼロカーボンシティ創成のため、電気自動車等の使用状況の報告等を求められたときは、積極的に協力するものとする。

(交付決定の取消)

第14条 町長は、補助金の交付決定後に申請者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。
- (3) 車両登録、納車、設備の納品を中止するとき。
- (4) 交付後6年以内に転出したとき。

(財産の処分の制限)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等により取得した当該電気自動車等を開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金財産処分承認申請書(第10号様式)による町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けに供してはならない。ただし、補助金の交付を受けた者が開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金財産処分に係る返納申出書(第11号様式)を町長に提出し、補助金の全部に相当する金額を町に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該電気自動車等の耐用年数を勘案して町長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

第16条 町長は、前条の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金財産処分審査結果通知書(第12号様式)により、申請者に対して通知するものとする。

- 2 町長は、前条ただし書きの補助金返納の申出があったときは、財産処分に係る開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金財産処分に係る返納期限等通知書(第13号様式)により、申出者に対して通知するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年9月21日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 令和4年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金交付要綱(令和4年開成町告示第67号)は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月30日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金交付要綱(令和4年開成町告示第85号)は廃止する。

(激変緩和措置)

3 令和4年度に開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度スマートハウス化補助金又は同制度ソーラーカーポート導入補助金を活用した者に限り、第4条第2項及び別表第5の1第10号中「開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度スマートハウス化補助金（重点対策加速化補助金）又は同制度ソーラーカーポート導入補助金（重点対策加速化補助金）」の規定は、「開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度スマートハウス化補助金又は同制度ソーラーカーポート導入補助金」と読み替えることとする。

（令和5年度申請期間）

4 別表第4の1に規定する申請期間の始期は、令和5年度に限り施行の日とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（令和6年度申請期間）

2 別表第2の1に規定する申請期間の始期は、令和6年度に限り施行の日とする。

別表第1（第2条関係）

No.	車両及び設備の種類	定義
1	電気自動車(以下「EV」という。)	<p>電池に備えた電力を動力源とし、外部電源からの電気を当該自動車に搭載されている電池に充電することができる内燃機関を有さない四輪以上の自動車であつて、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されている自動車をいう。</p> <p>ただし、定格出力が10kW未満のものを除く。</p>
2	超小型電気自動車 (以下「超小型EV」という。)	<p>内燃機関を有さない、搭載された電池によって駆動された定格出力が0.6kWを超え、8.0kW以下の電動機を原動機とする四輪以上の車両で、乗車定員が2人以下又は運転者席及び年少者用補助乗車装置2個以下の車両をいう。</p>
3	充放電設備(以下「V2H」という。)	<p>EVや超小型EV、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池車から電力を取り出す土地に固定された装置で、経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されているものをいう。</p>
4	可搬型外部給電器 (以下「V2L」という。)	<p>EVや超小型EV、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池車から電力を取り出す可搬型の装置で、経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されているものをいう。</p>

別表第2（第3条関係）

No.	区分	補助要件	
1	E V（購入） （重点対策加速化補助金）	申請者	<p>次の（1）及び（2）の要件を満たしていること。</p> <p>（1） 補助対象車両の自動車検査証の使用者及び所有者に記載されている個人であること。</p> <p>（2） 自宅において、車両の走行による想定年間消費電力量を賄うことができる太陽光発電設備等の再エネ発電設備を有していること。ただし、同設備で十分電力を賄うことができない場合又は集合住宅等で同設備を設置できない場合については、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来Jクレジット）の購入又は再エネ電力メニューから調達を行うこととする。</p>
		対象車両	<p>次の（1）～（3）の全ての要件を満たしていること。</p> <p>（1） 国及び国が委託した団体の行う補助事業を活用していないこと。</p> <p>（2） 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて外部給電が可能なE Vであること。</p> <p>（3） C E V補助金の補助対象車両一覧に掲げられる銘柄であること。</p>
		申請者	<p>次の（1）及び（2）の要件を満たしていること。</p> <p>（1） 設備を設置する住宅の所有者であること。</p> <p>（2） 本補助金を用いてE Vを同時購入する者（所有者）であり、同車両に対し過去にV 2 Hの導入補助の実績がないこと。</p>

（同時に導入する場合）

		(同時に導入する場合) V2H	対象設備	<p>次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 国及び国が委託した団体の行う補助事業を活用していないこと。</p> <p>(2) クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付対象となる銘柄であること。</p>
		V2L(同時に導入する場合)	申請者	<p>次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 国及び国が委託した団体の行う補助事業を活用していないこと。</p> <p>(2) 本補助金を用いてEVを同時購入する者(所有者)であり、同車両に対し過去にV2Lの導入補助の実績がないこと。</p>
			対象設備	<p>次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 国及び国が委託した団体の行う補助事業を活用していないこと。</p> <p>(2) クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付対象となる銘柄であること。</p>
2	EV(購入)(重点対策加速化補助金対象外)		申請者	補助対象車両の自動車検査証の使用者及び所有者に記載されている個人であること。
			対象車両	<p>次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて外部給電が可能なEVであること。</p> <p>(2) CEV補助金の補助対象車両一覧に掲げられる銘柄であること。</p>

3	超小型EV	申請者	補助対象車両の自動車検査証が交付される場合は、使用者及び所有者に記載されている個人であること。第一種原動機付自転車として登録されるもの等の自動車検査証が交付されない車両の場合は、標識交付証明書の納税義務者に記載されている個人であること。
		対象車両	国土交通省の区分する「超小型モビリティ」の第一種原動機付自転車（ミニカー）、超小型モビリティ（型式指定車）及び超小型モビリティ（認定車）のいずれかに該当するものであること。
4	V2H （重点対策加速化補助金対象外）	<p>次の（1）及び（2）の要件を満たしていること。</p> <p>（1）申請者は、設備を設置する住宅の所有者であり、同車両に対し過去にV2Hの導入補助の実績がないこと。</p> <p>（2）対象設備は、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付対象となる銘柄であること。</p>	
5	V2L （重点対策加速化補助金対象外）	<p>次の（1）及び（2）の要件を満たしていること。</p> <p>（1）申請者は、町内の住宅を保管場所として所有するEVの所有者であり、同車両に対し過去にV2Lの導入補助の実績がないこと。</p> <p>（2）対象設備は、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付対象となる銘柄であること。</p>	

別表第3（第4条関係）

No.	補助区分			補助額
1	EV（購入）（重点対策加速化補助金）	車両本体価格 200万円以上	車両本体価格 200万円以上	蓄電容量×20,000円（ただしCEV補助金の銘柄ごとの補助金交付額を上限とする）+200,000円
				車両本体価格 200万円未満
		V2H（同時に導入する場合）		+設備費用の1/2 ※1,000円未満の端数切捨て
		V2L（同時に導入する場合）		+（設備費用の1/3）+50,000円 ※1,000円未満の端数切捨て
2	EV（購入）（重点対策加速化補助金対象外）	CEV補助金を活用する場合	車両本体価格 200万円以上	200,000円
			車両本体価格 200万円未満	100,000円
		上記以外の場合	車両本体価格 200万円以上	100,000円
			車両本体価格 200万円未満	50,000円
3	EV （サブスクリプション）	車両本体価格 200万円以上	80,000円	
		車両本体価格 200万円未満	40,000円	
4	超小型EV（購入）			150,000円
5	超小型EV（サブスクリプション）			120,000円
6	V2H（重点対策加速化補助金対象外）	クリーンエネルギー自動車	EVと同時導入	100,000円
			上記以外の	50,000円

		の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金を活用する場合	場合	
		上記以外の場合		30,000円
7	V2L（重点対策加速化補助金対象外）	クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金を活用する場合	EVと同時導入	150,000円
			上記以外の場合	70,000円
		上記以外の場合		50,000円

別表第4（第5条、第10条関係）

No.	補助区分	対象期間	申請期間	請求期限
1	別表第3のうち重点 対策加速化補助金に 該当するもの	右記申請期間 の始期から請 求期限まで	当該年度の2月15 日までとし、始期 は別に定める。	当該年度の2月 末日
2	別表第3のうち上記 以外の補助		当該年度の4月1 日から3月15日 まで	当該年度の3月 31日

※ 申請期間の始期若しくは終期の日又は期限の日が休庁日にあたる場合は、始期の日についてはその後開庁日とし、終期の日及び期限の日についてはその前開庁日とする。

別表第5（第6条関係）

No.	補助対象	添付書類
1	EV（購入）（重点対策加速化補助金）	<p style="text-align: center;">EV</p> <p>(1) 開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金に係る同居人リスト（第2号様式）</p> <p>(2) 開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金に係る誓約書（第3号様式）</p> <p>(3) 開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金電力調達方法報告書（第4号様式）</p> <p>(4) CEV補助金の「補助対象車両一覧」に掲載されている銘柄であることがわかる資料</p> <p>(5) 領収書の写し。ただし、車両の名称、車両本体価格、下取車の価格等が記載されていない場合にあっては、内訳書を添付すること。また、ローン、クレジット、保証、割賦等の支払い方法により後払いとなる場合は、申請者が契約者となっているローン、クレジット、保証、割賦等の契約書を添付すること。</p> <p>(6) 自動車検査証の写し</p> <p>(7) 保管場所の案内図、位置図及び現況写真</p> <p>(8) 自宅の再エネ設備で車両の電力を賄う場合は、HEMSのデータなどの当該設備の発電量と自宅の電力消費量がわかる資料</p> <p>(9) (8)に該当しない場合は、再エネの調達に係る契約書</p>

			<p>(10) 前年度に開成町ゼロカーボンシテイ創成補助制度スマートハウス化補助金（重点対策加速化補助金）又は同制度ソーラーカーポート導入補助金（重点対策加速化補助金）を活用して太陽光発電設備を導入している場合には、当該補助金の交付決定通知の写し。</p> <p>(11) その他町長が必要と認めるもの</p>
		<p>V 2 H (同時に導入する場合)</p>	<p>(1) クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の「補助対象充電設備型式一覧表」に掲載されている銘柄であることがわかる資料</p> <p>(2) 領収書の写し。ただし、設備の名称、設備本体価格が記載されていない場合にあつては、内訳書を添付すること。なお、値引きがある場合には、設備分の値引きがいくらであるのか明記されている必要がある。また、ローン、クレジット、保証、割賦等の支払い方法により後払いとなる場合は、申請者が契約者となっているローン、クレジット、保証、割賦等の契約書を添付すること。</p> <p>(3) 設置場所の位置図及び現況写真</p> <p>(4) 保証書の写し</p> <p>(5) その他町長が必要と認めるもの</p>

		V 2 L (同時に導入する場合)	<p>(1) クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金「補助対象充電設備型式一覧表」に掲載されている銘柄であることがわかる資料</p> <p>(2) 領収書の写し。ただし、設備の名称、設備本体価格が記載されていない場合にあつては、内訳書を添付すること。また、ローン、クレジット、保証、割賦等の支払い方法により後払いとなる場合は、申請者が契約者となっているローン、クレジット、保証、割賦等の契約書を添付すること。</p> <p>(3) 保管場所の位置図及び現況写真</p> <p>(4) 保証書の写し</p> <p>(5) その他町長が必要と認めるもの</p>
2	EV (購入) (重点対策加速化補助金対象外)	CEV補助金を活用する場合	<p>(1) 開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金に係る同居人リスト (第2号様式)</p> <p>(2) 一般社団法人次世代自動車振興センターから交付された補助金交付決定通知書の写し</p> <p>(3) CEV補助金の「補助対象車両一覧」に掲載されている銘柄であることがわかる資料</p> <p>(4) 領収書の写し。ただし、車両の名称、車両本体価格、下取車の価格等が記載されていない場合にあつては、内訳書を添付すること。また、ローン、クレジット、保証、割賦等の支払い方法により後払いとなる場合は、申請者が契約者となっているローン、クレジット、保証、割賦等の契約書を添付すること。</p> <p>(5) 自動車検査証の写し</p> <p>(6) 保管場所の案内図、位置図及び現</p>

			<p>況写真</p> <p>(7) その他町長が必要と認めるもの</p>
		上記以外の場合	<p>(1) 開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金に係る同居人リスト(第2号様式)</p> <p>(2) C E V補助金の「補助対象車両一覧」に掲載されている銘柄であることがわかる資料</p> <p>(3) 見積書の写し。ただし、車両の名称、車両本体価格、下取車の価格等が記載されていない場合にあっては、内訳書を添付すること。</p> <p>(4) その他町長が必要と認めるもの</p>
3	<p>E V</p> <p>(サブスクリプション)</p> <p>(重点対策加速化補助金対象外)</p>	C E V補助金を活用する場合	<p>(1) 開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金に係る同居人リスト(第2号様式)</p> <p>(2) 一般社団法人次世代自動車振興センターから交付された補助金交付決定通知書の写し</p> <p>(3) C E V補助金の「補助対象車両一覧」に掲載されている銘柄であることがわかる資料</p> <p>(4) 契約書の写し。ただし、車両の名称、車両本体価格等が記載されていない場合にあっては、内訳書を添付すること。</p> <p>(5) 自動車検査証の写し</p> <p>(6) 保管場所の案内図、位置図及び現況写真</p> <p>(7) その他町長が必要と認めるもの</p>
		上記以外の場合	<p>(1) 開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金に係る同居人リスト(第2号様式)</p> <p>(2) C E V補助金の「補助対象車両一覧」に掲載されている銘柄であること</p>

			<p>がわかる資料</p> <p>(3) 見積書の写し。ただし、車両の名称、車両本体価格の価格等が記載されていない場合にあつては、内訳書を添付すること。</p> <p>(4) その他町長が必要と認めるもの</p>
4	超小型EV（購入）		<p>(1) 開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金に係る同居人リスト（第2号様式）</p> <p>(2) 見積書の写し。ただし、車両の名称、車両本体価格、下取車の価格等が記載されていない場合にあつては、内訳書を添付すること。</p> <p>(3) その他町長が必要と認めるもの</p>
5	超小型EV (サブスクリプション)		<p>(1) 開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金に係る同居人リスト（第2号様式）</p> <p>(2) 契約期間が明記された見積書の写し。ただし、車両の名称、車両本体価格等が記載されていない場合にあつては、内訳書を添付すること。</p> <p>(3) その他町長が必要と認めるもの</p>
6	V2H（重点対策加速化補助金対象外）	CEV補助金を活用する場合	<p>(1) 開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金に係る同居人リスト（第2号様式）</p> <p>(2) 一般社団法人次世代自動車振興センターから交付された補助金交付決定通知書の写し</p> <p>(3) クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の「補助対象充電設備型式一覧表」に掲載されている銘柄であることがわかる資料</p> <p>(4) 領収書の写し。ただし、設備の名称、設備本体価格が記載されていない</p>

			<p>場合によっては、内訳書を添付すること。また、ローン、クレジット、保証、割賦等の支払い方法により後払いとなる場合は、申請者が契約者となっているローン、クレジット、保証、割賦等の契約書を添付すること。</p> <p>(5) V2Hを用いて電気を取り出す対象となるEVの自動車検査証の写し</p> <p>(6) 設置場所の位置図及び現況写真</p> <p>(7) 保証書の写し</p> <p>(8) その他町長が必要と認めるもの</p>
		上記以外の場合	<p>(1) 開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金に係る同居人リスト(第2号様式)</p> <p>(2) クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の「補助対象充電設備型式一覧表」に掲載されている銘柄であることがわかる資料</p> <p>(3) 見積書の写し。ただし、設備の名称、設備本体価格が記載されていない場合によっては、内訳書を添付すること。</p> <p>(4) V2Hを用いて電気を取り出す対象となるEVの自動車検査証の写し</p> <p>(5) 設置場所の位置図及び現況写真</p> <p>(6) その他町長が必要と認めるもの</p>
7	V2L(重点対策加速化補助金対象外)	CEV補助金を活用する場合	<p>(1) 開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金に係る同居人リスト(第2号様式)</p> <p>(2) 一般社団法人次世代自動車振興センターから交付された補助金交付決定通知書の写し</p> <p>(3) クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等</p>

			<p>導入促進補助金の「補助対象充電設備型式一覧表」に掲載されている銘柄であることがわかる資料</p> <p>(4) 領収書の写し。ただし、設備の名称、設備本体価格が記載されていない場合にあつては、内訳書を添付すること。また、ローン、クレジット、保証、割賦等の支払い方法により後払いとなる場合は、申請者が契約者となっているローン、クレジット、保証、割賦等の契約書を添付すること。</p> <p>(5) V2Lを用いて電気を取り出す対象となるEVの自動車検査証の写し</p> <p>(6) 保管場所の位置図及び現況写真</p> <p>(7) 保証書の写し</p> <p>(8) その他町長が必要と認めるもの</p>
	上記以外の場合		<p>(1) 開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度電気自動車等導入補助金に係る同居人リスト（第2号様式）</p> <p>(2) クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の「補助対象充電設備型式一覧表」に掲載されている銘柄であることがわかる資料</p> <p>(3) 見積書の写し。ただし、設備の名称、設備本体価格が記載されていない場合にあつては、内訳書を添付すること。</p> <p>(4) V2Lを用いて電気を取り出す対象となるEVの自動車検査証の写し</p> <p>(5) 設置場所の位置図及び現況写真</p> <p>(6) その他町長が必要と認めるもの</p>

別表第6（第10条関係）

No.	補助対象		添付書類
1	EV（購入）（重点対策加速化補助金） ※ EVのみ、V2H・V2L 同時購入共通		不要。ただし、町長が必要と認めた場合はこの限りではない。
2	EV（購入）（重点対策加速化補助金対象外）	CEV補助金を活用する場合	(1) 一般社団法人次世代自動車振興センターから交付された補助金額確定通知書の写し (2) その他町長が必要と認めるもの
		上記以外の場合	(1) 領収書の写し。ただし、車両の名称、車両本体価格、下取車の価格等が記載されていない場合にあっては、内訳書を添付すること。また、ローン、クレジット、保証、割賦等の支払い方法により後払いとなる場合は、申請者が契約者となっているローン、クレジット、保証、割賦等の契約書を添付すること。 (2) 自動車検査証の写し (3) 保管場所の案内図、位置図及び現況写真 (4) その他町長が必要と認めるもの
3	EV（サブスクリプション）（重点対策加速化補助金対象外）	CEV補助金を活用する場合	(1) 一般社団法人次世代自動車振興センターから交付された補助金額確定通知書の写し (2) その他町長が必要と認めるもの
		上記以外の場合	(1) 領収書の写し。ただし、車両の名称、車両本体価格等が記載されていない場合にあっては、内訳書を添付すること。また、ローン、クレジット、保証、割賦等の支払い方法により後払いとなる場合は、申請者が契約者となっているローン、クレジット、保証、割賦等の契約書を添付すること。

			<p>(2) 自動車検査証の写し</p> <p>(3) 保管場所の案内図、位置図及び現況写真</p> <p>(4) その他町長が必要と認めるもの</p>
4	超小型EV（購入）		<p>(1) 領収書の写し。ただし、車両の名称、車両本体価格、下取車の価格等が記載されていない場合にあっては、内訳書を添付すること。また、ローン、クレジット、保証、割賦等の支払い方法により後払いとなる場合は、申請者が契約者となっているローン、クレジット、保証、割賦等の契約書を添付すること。</p> <p>(2) 自動車検査証の写し。ただし、第一種原動機付自転車として登録されるもの等の自動車検査証が交付されない車両の場合は、標識交付証明書の写し。</p> <p>(3) 保管場所の案内図、位置図及び現況写真</p> <p>(4) その他町長が必要と認めるもの</p>
5	超小型EV (サブスクリプション)		<p>(1) 契約書の写し。ただし、車両の名称、車両本体価格等が記載されていない場合にあっては、内訳書を添付すること。</p> <p>(2) 自動車検査証の写し。ただし、第一種原動機付自転車として登録されるもの等の自動車検査証が交付されない車両の場合は、標識交付証明書の写し。</p> <p>(3) 保管場所の案内図、位置図及び現況写真</p> <p>(4) その他町長が必要と認めるもの</p>
6	V2H V2L	クリーンエネルギー自動車	<p>(1) 一般社団法人次世代自動車振興センターから交付された補助金額確</p>

	<p>の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金を活用する場合</p>	<p>定通知書の写し (2) 設備の写真 (3) その他町長が必要と認めるもの</p>
	<p>上記以外の場合</p>	<p>(1) 領収書の写し。ただし、設備の名称、設備本体価格等が記載されていない場合にあつては、内訳書を添付すること。また、ローン、クレジット、保証、割賦等の支払い方法により後払いとなる場合は、申請者が契約者となっているローン、クレジット、保証、割賦等の契約書を添付すること。 (2) 保証書の写し (3) 設備の写真 (4) その他町長が必要と認めるもの</p>